杉並区社会福祉協議会
実施計画

＜平成２３～２７年度＞

社会福祉法人　杉並区社会福祉協議会

実施計画の改定にあたって

杉並区社会福祉協議会
会　長　　髙橋新一郎

杉並社協は平成２１年３月に２１年度から２３年度にかけての実施計画を策定しました。併せて単年度の行動計画も作成し、社協の事業や活動内容を区民の皆さんに分かりやすく説明できるように取り組んできました。

しかし、長引く不況の中で厳しい財政運営が続いており、福祉を取り巻く環境も法改正や制度変更によって社協の事業展開にも変化が生じてきています。

そこでこのたび３年間の実施計画を改定し、かつ社協には長期計画がないことから、５年の期間の実施計画を策定することにしました。もちろん時代変化のスピードと移ろいやすい価値観を基本に考えると５年という期間は長過ぎるかも知れません。しかし、「ささえあう地域づくり」を進める社協の使命は不変です。昨年騒がれた無縁社会や地域で孤立するお年寄りや子どもの存在は、その地域に社会福祉協議会がある限りあってはならないことです。

杉並区でも、区長が交替したことにより、新たな基本構想策定のための検討が始まりました。杉並社協はその基本構想とも歩調を合わせ、必要に応じて５年間の途中に改定を試みながら、地域福祉の時代を切り拓いていこうと考えております。

今年度は、初めて「地域福祉フォーラム 2010」を実施しました。また家族の絆をテーマにした映画を中心に「杉並社協感謝のつどい」も開催しました。いずれも地域のきずな、人と人とのつながりの大切さをあらためて見直す趣旨のものです。

この 2 月には災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練も実施しました。この訓練から数日後ニュージーランド地震、さらにその後、東北関東大震災が発生しました。多くの人命・財産が失われましたが、救助救援に従事する関係者の努力・勇気、募金やボランティア活動に寄せる人々の篤い志には、胸を打たれる思いでいっぱいです。お互いに支えあって生きていこうとする精神は着実に育っていると思いました。今回の大惨事を機に、杉並社協はこれからもこの連帯の志を地域の中で育む役割を担っていく決意を新たにいたしました。

これからの５年間の杉並社協の課題や到達目標を明確にすることによって、各年度の事業を計画的に進め、身近な地域福祉の充実に向けて精一杯努力してまいります。

目　　次

実施計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

１　改訂のねらい　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２　実施計画の重点事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
３　実施計画を推進するための基盤整備　・・・・・・・・・・・・・・3
４　５年後のめざす姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
体系図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

Ⅰ　【参加・理解】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
Ⅰ－１　広報事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
Ⅰ－２　会員組織の強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
Ⅰ－３　はじめての地域活動応援事業　・・・・・・・・・・・・・１２
Ⅰ－５　共同募金・歳末たすけあい運動　・・・・・・・・・・・・１４
Ⅱ　【連携・絆】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７
Ⅱ－１　福祉のまち基盤強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
Ⅱ－２　高齢者を支えるネットワークづくり（ケア２４）　・・２０
Ⅱ－３　高齢者総合相談・支援（ケア２４）　・・・・・・・・・２２
Ⅱ－４　ホームヘルプサービス事業　・・・・・・・・・・・・・・２４
Ⅱ－５　ファミリーサポートセンター事業　・・・・・・・・・・２６
Ⅲ　【自立・尊厳】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２９
Ⅲ－１　地域福祉権利擁護事業　・・・・・・・・・・・・・・・・３０
Ⅲ－２　あんしん未来支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・３２
Ⅲ－３　介護認定調査事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
Ⅲ－４　生活福祉資金貸付事業　・・・・・・・・・・・・・・・・３６

（資料編）
理念・行動指針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
社協組織図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
社協の歩み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

実施計画改定の趣旨

１　改定のねらい

杉並区社会福祉協議会（以下、社協）は、平成 21 年度から 23 年度に向けての 3 か年の実施計画において、「安心をみんなでささえあうまちに」を基本目標に、区民の方々の「参加・理解」「連携・絆」「自立・尊厳」の 3 つを柱とする方向性を掲げ、各事業を展開してきました。

この間、民生委員児童委員、町会自治会をはじめとした地域の方々との様々な場面や社協の事業を実施する中で、区民一人ひとりの思いやすばらしい地域活動が、有機的につながることや、地域の福祉活動を世代を超えて広めていくことの難しさを感じてきました。

折しも昨年の夏は、100 歳以上の高齢者の所在不明問題が話題となったことで、地域社会の人間関係の希薄さが浮き彫りとなり、高齢者や障害者の孤独死や児童虐待等の問題も含め、「気づくこと」や「声をかけ合うこと」など、地域でできることは何なのか、改めて考えるきっかけにもなりました。

秋にタイミング良く開催した『第 1 回　すぎなみ地域福祉フォーラム』では、区民の皆さまの多数のご参加をいただき地域の課題を共に考える機会がもてました。その中で「地域の力、ご近所の協力の必要性を改めて実感した」「隣人同士が快い挨拶をかわせる地域社会をつくりたい」等々の貴重なご意見もいただきました。

3 年目を迎える実施計画とこれまで実施してきた事業を通して、これからの社協の使命は、地域の様々な活動や資源そして区民一人ひとりをつないでいくことであり、これまで以上に地域の福祉力を高めていくことであると確信いたしました。

そこで、23 年度から 5 年間の実施計画では、区民が相互に関わりささえあえるまちづくりを将来の大きな目標とし、まずは地域区民センターの各地域を中心に、地域の福祉ネットワークづくりを呼びかけます。具体的には、町会自治会、地区民協等既存の地域組織、地区内のボランティアや NPO 等の活動者、地区にある相談機関や社会福祉事業者、施設等との連携、交流を地道に重ねます。

さらに、学校や商店、企業等の協力も促しつつ、今まで地域社会には関わりのなかった区民の興味や関心を引き出し、既存の活動の充実や発展を応援すると共に、新たな参加者や新しい住民活動への波及と「ささえあえるまちづくり」への意識の醸成を促します。

2　実施計画の重点事項

（1）地域への取り組みの強化

＜区民との協働と地区担当制の試み＞

従来から毎月開催・参加している 13 地区の民生児童委員協議会には担当職員を年間で固定していましたが、22 年度から 17 地区の町会連合会にも担当職員の固定化を行い、地区担当制への試行を行っています。区民との協働推進や地域との関係づくりの第 1 段階はやはり顔がつながることと考え、同じ顔が同じ地域を担当し、信頼関係を構築する地区担当制により地域を継続的に支える体制を整えます。

＜行政との連携協働＞

社協は独自の計画として、地域福祉活動の推進のエリアを 13 の地区民生委員児童委員協議会単位として推進してきました。推進にあたっては民生委員・児童委員をはじめ、町会自治会等の地域組織などの協力のもと地域の住民に理解・参加を呼びかけてきましたが、やはり、さらなる推進のためには行政との連携協働が不可欠です。

少しエリアとしては大きくなりますが、現在区がすすめている地域区民センターごとのネットワークづくりや自治型コミュニティ形成などの取り組みに参画し、連携協働を図ります。

その上で、13 の地区民生委員児童員協議会の地域、17 の地区町会連合会の地域、20 の地域包括支援センター（ケア 24）の地域、43 校の小学校・23 校の中学校の地域、それぞれをきめ細かく支援していきます。

＜調査・研究＞

昨今、地域社会の人間関係の希薄さが浮き彫りとなり、地域で人と人とのつながりの必要性を訴える世論が起こっています。これは社協の使命である「ささえあう地域づくり」を進める追い風で、まさに「ピンチはチャンス」です。

また、ここ数年で地域福祉を支える専門機関の窓口も増えてきました。地域包括支援センター（ケア 24）をはじめ、地域福祉のコーディネーターとしての役割が期待されています。

しかし、専門機関が増えたとはいえ、地域で発見される生活課題などがすべて対応されているわけではありません。問題の発生を地域のつながりで未然に防いだり、早期発見したりすることができるような地域力の大切さを再認識し、住民主体で支えあい、たすけあえるような新たなしくみを考える必要があります。

そのために、新たなたすけあいのしくみを区民に提案できるよう研究委員会を立ち上げ、実態の把握をはじめ、新規活動参加者の発掘、地域活動への理解普及、参加促進を図るために積極的に取り組みます。

また、区民の社会参加の意識調査を行い、地域への働きかけ、取り組みの手法など効果的な方法を研究し、実効性のある展開をめざします。

3　実施計画を推進するための基盤整備

（1）個人情報の保護と必要な情報提供への理解の醸成

2005 年に施行された個人情報保護法は、民間事業者等が目的の範囲を超えて、取得した個人情報を利用、提供することのないように定められた法律です。プライバシーが守られるようになった一方で、その法律を遵守することが必要な個人情報が適正に提供されることを困難にしてしまう結果となり、ご近所の関係づくりや民生委員児童委員の活動は大きく変容することとなりました。さらに、情報提供のための本人の承諾が難しいことの多い社会福祉の現場などでは、未然の発見や予防的な関わりが遅れるなど、新たな課題も見えてきました。

行き過ぎた個人情報の保護が個人の暮らし・生死に優先するとは思えません。いざというときにささえあえる地域社会とプライバシーへの配慮とをどう共存させればいいのか、社協事業や地域福祉活動の中で、改めて考える機会を提供していきます。このことは、区との連携した研究・検討が欠かせません。

同時になされるべき情報の管理については、社協や区内の関係機関が高い信頼性をもって担うことができるよう、発信・提言していきます。

（2）組織体制の強化

現在杉並社協には、地域福祉を推進する分野と、隙間を埋める個別の相談援助を担う分野、そして組織の運営を支える分野があり、配置された職員がそれぞれ担っています。重要課題であるささえあえる地域社会づくりを推進するには、社協の職員が一丸となり、地域福祉の推進に邁進しなければなりません。そのためには、全職員がそれぞれに高い専門性を発揮すると同時に、どの分野・組織にも目を配ることのできる総合性をも持ち合わせている必要があります。

現行の研修体系をより充実させ職場内外のあらゆる場面を活用して、職員の育成に努めます。

４　　５年後のめざす姿

この 5 年間は、杉並社協が杉並区の人たちと**「安心を　みんなでささえあう　まちに」**していくために、以下の 4 つの視点で事業に取り組みます。

①参加・理解　～誰もが参加できる地域をつくる
②連携・絆　　～誰もがささえあい・つながりあえる地域をつくる
③自立・尊厳　～誰もが自分らしく暮らせる地域をつくる
④基盤整備　　～5 か年計画を推進するための基盤整備

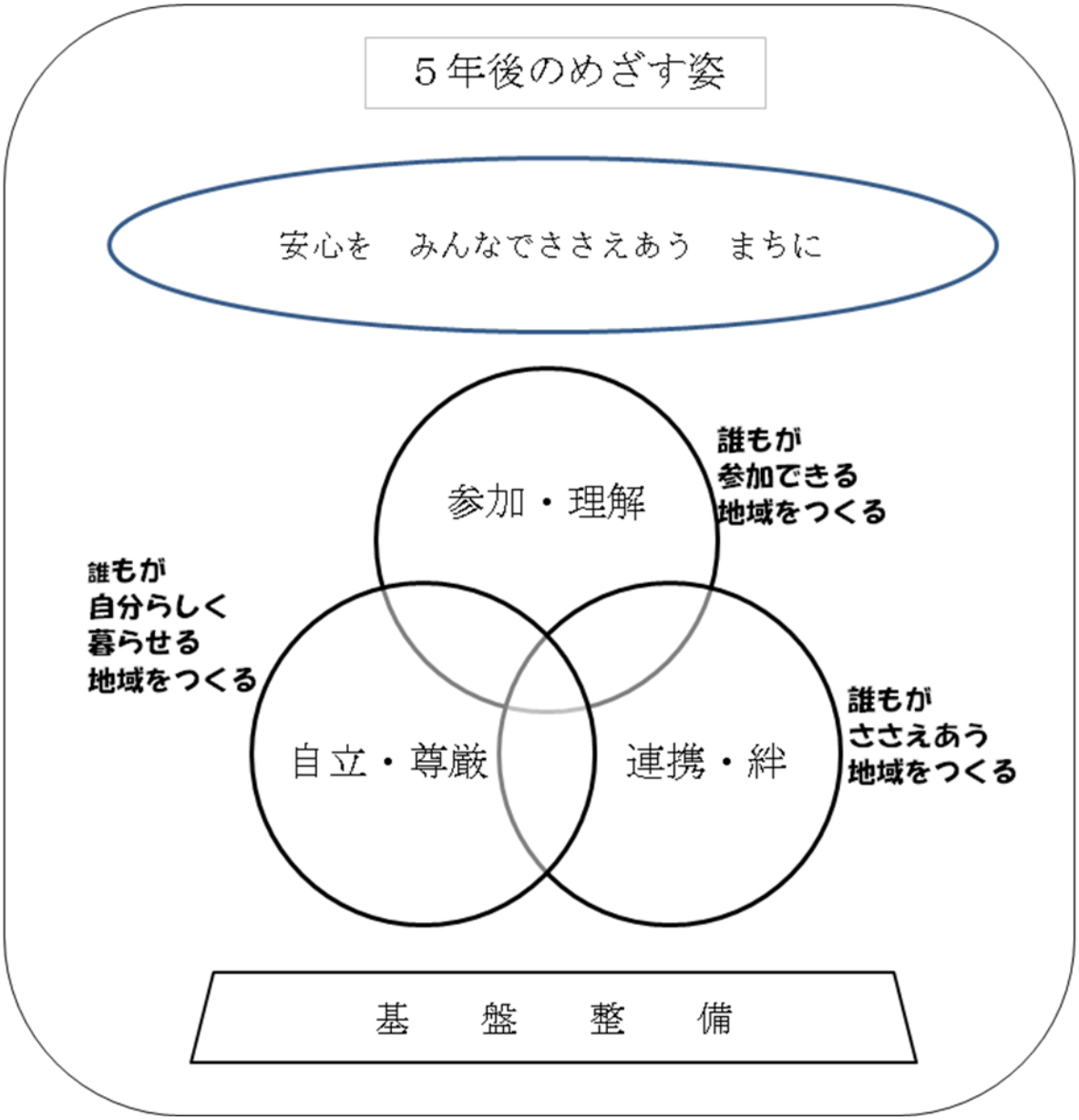

杉並区社会福祉協議会　実施計画体系図　（平成23～27年度）

安心をみんなでささえあうまちに

Ⅰ　参加・理解

誰もが参加できる地域をつくる

実施のための方向

1　全ての人が地域活動に参加・参画できる場を提供するために
2　高齢者や障害者に理解あるまちをつくるために
3　主体的な参加を応援するために

主な事業

Ⅰ－1	広報事業	P8
Ⅰ－2	会員組織の強化	P10
Ⅰ－3	はじめての地域活動応援事業	P12
Ⅰ－4	共同募金・歳末たすけあい運動	P14

Ⅱ　連携・絆

誰もがささえあう地域をつくる

1　地域の活動を応援するために
2　地域とのつながりを形成するために
3　お互いの顔が見えるまちをつくるために
4　孤立しない、させない地域をつくるために
5　災害時にも安心して暮らせるために

Ⅱ－1	福祉のまち基盤強化	P18
Ⅱ－2	高齢者を支えるネットワークづくり	P20
Ⅱ－3	高齢者総合相談・支援	P22
Ⅱ－4	ホームヘルプサービス事業	P24
Ⅱ－5	ファミリーサポートセンター事業	P26

Ⅲ　自立・尊厳

誰もが自分らしく暮らせる地域をつくる

1　尊厳をもって生きるために
2　このまちに安心して住み続けるために
3　自立した生活をささえるために
4　高齢者や障害者を権利侵害から守るために
5　必要な福祉サービスを迅速に提供するために

Ⅱ－3	高齢者総合相談・支援（再掲）	P22
Ⅱ－4	ホームヘルプサービス事業（再掲）	P24
Ⅱ－5	ファミリーサポートセンター事業（再掲）	P26
Ⅲ－1	地域福祉権利擁護事業	P30
Ⅲ－2	あんしん未来支援事業	P32
Ⅲ－3	介護認定調査事業	P34
Ⅲ－4	生活福祉資金貸付事業	P36

【広報事業】　福祉への理解促進のため区内の福祉情報や社協事業をお知らせします。
①広報紙「すぎなみ社協」発行　②杉並社協ハンドブック等の作成　③ホームページの運営

【会員組織の強化】社協の使命、役割をＰＲするとともに親近感を高める取組みによって新規会員の拡大に努めます。①映画会、講演会等の開催　②会員対象の社協企画講座・研修会の開催　③商店街等と連携

【はじめての地域活動応援事業】区内のボランティア団体・ＮＰＯ等、地域活動情報をデータベース化し、地域活動したい人が情報を一覧できる参加の仕組みを強化します。
①活動への参加の仕組み強化　②ボランティア・地域福祉活動参加の促進　③情報の収集と発信・提供　④ボランティア学習・福祉教育の推進

【共同募金・歳末たすけあい運動】住民相互のたすけあいを基調として、住民自らが参加する福祉コミュニティを実現するための多様な活動を財政面から支援していきます。
①地区配分推薦委員会　②赤い羽根共同募金　③歳末たすけあい運動

【福祉のまち基盤強化】ご近所のきずなサロンや住民主体の活動を助成し、地域の拠点を増やすとともに、災害時や非常時に住民相互にたすけあうしくみをつくり、地域の共助力を強化します。
①ご近所のきずなの向上：きずなサロンの拡充及び継続支援、車いす貸出事業の拡充及び充実、すぎなみ地域福祉フォーラムの開催　②住民主体の活動支援：地域福祉活動費の助成など　③災害ボランティアセンターの運営　④関係機関との連携強化　⑤基盤づくりのための調査研究

【高齢者を支えるネットワークづくり】ひとり暮らし高齢者等が、安心して住みやすい地域をつくるため、地域における関係機関と連携を取り、効果的なネットワークをつくります。
※社協は区内20箇所の地域包括支援センターのうち3箇所を運営しています。
①地域のネットワークづくり　②情報提供　③地域ケア会議の開催　④家族介護教室の開催

【高齢者総合相談・支援】地域の高齢者が、住みなれた地域で安心して生活を継続していけるよう、どのような支援が必要かを確認し、地域における適切なサービスや制度の利用につなげる支援をします。
①高齢者総合相談・支援　②高齢者実態把握　③特定高齢者介護予防マネジメント
④要介護対象者介護予防支援　⑤高齢者虐待防止・権利擁護　⑥緊急通報システム・配食サービス等

【ホームヘルプサービス事業】地域の人に協力会員になっていただき、利用会員（日常生活を送るのに手助けが必要な人）の家事や介護の援助を行う会員制のサービスです。

【ファミリーサポートセンター事業】子どものいるすべての区民の子育てを支援するために、地域の人に協力会員になっていただき、利用会員（子育ての手助けをしてほしい人）の子育ての相互支援を行う会員制のサービスです。

【地域福祉権利擁護事業】判断力が十分でない障害者や高齢者、重度身体障害者等に対して、各種福祉サービスの利用手続等援助、日常的金銭管理サービスを行うことにより、それらの方々の権利を守ります。

【あんしん未来支援事業】　親族の支援が得られない高齢者や障害者が、けがや入院などの緊急時にも安心して在宅生活を送れるように、判断力があるうちに支援内容を契約して支援します。

【介護認定調査事業】介護保険の認定調査を行います。

【生活福祉資金等貸付事業】世帯の自立に向けた支援を行うことを目的とした貸付制度です。

5ヵ年計画を推進するための基盤整備

※　ケア24南荻窪・梅里・永福　＝　地域包括支援センター

計画の内容

Ⅰ

【参加・理解】

誰もが参加できる地域をつくる

Ⅰ－１　広報事業

（目　的）

区内を中心とした福祉情報の提供及び「地域福祉の接点」としての社協の機能・役割・事業を理解してもらう。

（現状と課題）

現在、社協が果たすべき「地域福祉の接点」としての機能・役割について、地域の住民にわかりにくくなってきている。今後は、紙・電子媒体による情報発信だけでなく、区民、福祉団体・施設、関係機関に社会福祉協議会の機能・役割を理解してもらうための様々な取り組みを行う。

また、戦略的な情報発信・収集ができるように社内編集委員会を設置し、構成職員は通常業務として担当していく。

（取組項目の内容）

（１）広報紙「すぎなみ社協」の発行

全戸配布を継続し内容を充実させていくことで、多くの区民が杉並社協への理解を促進する。

①年6回発行し、新聞折り込みで全戸配布する
②会員増強特別号の発行
③紙面内容の充実

（２）杉並社協ハンドブックの作成

民生委員児童委員、ケアマネジャー、各関係機関等が社協の理解を深め、事業の促進に活用することができる。

（３）ホームページの運営

タイムリーな情報を届けるために紙媒体では提供できない情報を発信する。

※１カ月あたりのホームページアクセス数：約131,000カウント

（４）リーフレットの発行

社会福祉協議会の事業紹介を簡潔にまとめて発行する。

（５ヵ年計画）

事業費：単位千円

取組項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成目標
広報紙「すぎなみ社協」の発行	年６回 全戸配布 （奇数月）	充実	充実	充実	充実	年6回発行・全戸配布
杉並社協ハンドブックの作成	関係者に配布	関係者に配布（必要に応じて増刷）	改訂版作成	継続配布	継続配布	関係者（民生委員児童委員、町会自治会等）に社協事業の理解が深まっている。
ホームページの運営	検討開始 随時更新	ホームページ改訂	随時更新 充実	随時更新 充実	随時更新 充実	更新内容がわかりやすく、かつ利便性が向上し、アクセス数が増えている。
社協リーフレットの発行	増刷	増刷	増刷	増刷	増刷	社協の事業を理解して、利用しやすくなっている。
事業費	9,728	10,728	10,528	9,728	9,728	

Ⅰ－２　会員組織の強化

（目　的）

社会福祉協議会の事業への理解をすすめるために、広報・各種取り組みを通じて賛助会員への加入の拡大を図る、また町会自治会・民生委員児童委員協議会等の地域組織、企業、施設、各種団体との連携を強化する。

（現状と課題）

社会福祉協議会発足当時は、当時の原動力であった民生委員・児童委員により積極的に会員増強が図られていた。その後、民生委員・児童委員に求められる役割が多様化し、社会福祉協議会との関わりが薄れていく中、なぜ民生委員が賛助会費を集めるのか疑問があがっている。同じく町会自治会等の地域組織からは「社会福祉協議会がわからない」「会員になる意味がわからない」「会費の使途が明確でない」等の意見がある。また、地域に多種多様なサービスが提供されている中、一部会員から会員特典を求める声があがってきている。

今後は、①賛助会員対象に研修会や交流会を企画し参加を募るなど、会員としての特典を出す。②平成22年11月末現在の賛助会員数（2,382人）を毎年度200人程度の増員をめざし、これまでの民生委員・児童委員、町会自治会等の地域組織への依頼だけではなく、社協職員自らが各所属の業務を通じて新規会員の獲得をめざす。

※平成23年2月1日現在　賛助会員数 2,200人

（取組項目の内容）

○会員拡大

・会員拡大の機会創出

①映画会、講演会等の企画・開催

②会員対象の講座・研修会等の企画・開催

③区内施設見学会等の企画（H23年に計画、H24年以降実施予定）

④商店街等と提携し、社協賛助会員特典を計画立案（H23年に計画、H24年以降に実施予定）

（５ヵ年計画）

事業費：単位千円

取組項目	スケジュール					到達目標
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
会員拡大	①振込用紙付きの広報紙を全戸配布する ②会員向けの講座等の企画・開催 会員数は200人増	継続 会員数は200人増	継続 会員数は200人増	継続 会員数は200人増	継続 会員数は200人増	平成32年度までに杉並区の人口の1%相当の約5,000人の賛助会員の獲得を目指す。
事業費	2,127	2,227	2,327	2,327	2,327	

Ｉ－３　はじめての地域活動応援事業（ボランティア活動推進事業・地域福祉活動推進事業）

（目　的）

区内のボランティア団体・ＮＰＯ等、地域活動情報をデータベース化し、地域活動したい人が情報を一覧できる参加の仕組みを強化する。

（現状と課題）

ここ３年間「ボランティア情報を送ってもらいたい」という情報通知登録者のうち、６０歳以上の方が４０％を占めている。人口統計上も５年後は高齢化率２０％となるため、ますます６０歳以上の活動希望者は増えるものと思われる。

しかし実際に何をどうはじめてよいのか、わからないという人や、情報は数多く取得できるがどれが自分に適しているのか選べない人も増えている。地域を離れ仕事を続けていたため、退職後の社会参加に戸惑っているシニア、電子媒体によるつながりはできるが直接的なコミュニケーションが苦手な青年、彼らは地域活動にとっての“新たな人財”であり、常に参加を呼びかけ、つないでいく必要がある。

これまでボランティアセミナーでは、区内の福祉施設や保育園等のボランティア受入担当やプログラムの情報収集を行いコーディネートしていたが、夏の期間のみの利用になっていた。貴重な情報であり、それをベースに他の事業に拡大利用することが有用であると考える。

なお、受け入れ先にはボランティアやＮＰＯに代表される特定の課題（テーマ）を目的とするテーマ型組織だけでなく、町会自治会に代表される地縁型組織にも受け入れアンケートを依頼し情報を整える必要がある。

※１地縁型組織……町会自治会に代表される地域に古くから根付いている組織で地域のマンションの管理組合なども含まれる。

※２テーマ型組織……NPOやボランティアに代表される特定の活動(テーマ)を目的として組織

（取組項目の内容）

（１）活動への参加の仕組み強化

①新たなボランティア団体や施設の新規活動者受入れ状況のアンケート
アンケートにより、受入れ担当者の有無やボランティア対象者等の情報把握に努める。
（21年度実績　セミナー受入れ124施設・団体）

②受入れ先のボランティアコーディネート体制の充実と連携強化
連絡会および研修会の開催。（21年度実績　参加率18.2%、31施設／170施設）

（２）ボランティア・地域福祉活動参加促進

①“はじめてのボランティア”説明会の出張開催
参加しやすいように地元に出向き開催し、活動への参加の仕組みを紹介する。

②特技を活かした「ボランティアの広場」
自身の特技を活かし、ボランティアとして必要とする人・場につながる機会を提供する。

（３）情報の収集と発信・提供

①情報紙の発行
センター事業を通じて収集した地域の課題等を紙面で発信し、人の役に立ちたいと思っている方に配布することにより、ボランティアを必要としている活動への参加を促す。

②ホームページの運営
寄せられた募集記事、相談からの掲載情報など毎日更新をめざし、常に新しい情報があり、定期的に閲覧されるようにする。

（４）ボランティア学習・福祉教育の推進

①プログラムの提供
区内学校向けに模擬体験セットの貸出すとともに体験方法などをあわせて提供する。

②障害当事者等の講師紹介
障害者自立支援センター等と協力し、障害者自身など当事者等を福祉教育の講師として紹介する。

（５ヵ年計画）

取組項目	スケジュール					到達目標
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
活動への参加の仕組み強化	地域活動情報のデータベース化	実施	継続	継続	継続	データベースを完備し、地域活動を活性化させる
	受入れ先施設・団体のボランティアコーディネーター養成講座および連絡会の開催 （参加者30人）	継続 （参加者30人）	継続 （参加者30人）	継続 （参加者30人）	継続 （参加者30人）	受入れ先のボランティアコーディネーター150人
ボランティア・地域福祉活動参加促進	“はじめてのボランティア”説明会の出張開催および参加の仕組みのＰＲ 地域ごとに年1回 計７回	継続	見直し	実施	実施	全7地区で開催
	特技を活かした「ボランティアの広場」の開催を検討する	実施	継続	継続	見直し	全7地区で開催
情報の収集と発信・提供	他事業と連動した「ぼらん・て」の発行 月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	発行回数　年12回
	ホームページの閲覧件数　53,000件/月 情報更新　毎日	継続	継続	継続	継続	閲覧件数 636,000件／年
ボランティア学習・福祉教育の推進	プログラムの開発	継続	継続	継続	継続	事前学習や事後学習を組み合わせたプログラムの開発
	障害当事者等を講師として紹介する仕組みの検討	実施	継続	継続	継続	

Ｉ－４　　共同募金・歳末たすけあい運動

（目　的）

住民相互のたすけあいを基調として、住民自らが参加する福祉コミュニティを実現するための多様な活動を財政面から支援する。

（現状と課題）

これまで町会自治会、民生委員児童委員などの協力のもと募金活動を実施してきたが、核家族化、単身世帯の増加等による近隣世帯間のつながりの希薄化から、各戸募金が難しい地域が増え、それに伴い募金額も減少している。しかし、地域社会においては、孤立してしまう高齢者や子どもの安全を脅かす事件増大するなど様々な課題が生じている。このような課題は行政が行う公的なサービスや制度だけでは解決できず、様々な地域団体との協働がかかせない。こうした活動を資金的に支える上でも募金実績を維持または増額する必要がある。募金者に対して募金の使途をこれまで以上に明確にし、募金への理解を深めていく。

また平成２３年度には、助成の仕組みの透明化を目的に、東京都共同募金会が各地区に設置を進めている「地区配分推薦委員会」を立ち上げる。

（取組項目の内容）

（１）地区配分推薦委員会

区域内より共同募金に対し配分申請があったものを地域福祉需要を勘案し、推薦順位を都募金会の配分委員会に推薦する。

（２）赤い羽根共同募金

共同募金運動は、住民相互の助け合いを基調とし、地域福祉の推進の目的として、財源面から支援する。

（21年度実績：8,993,818円）

（３）歳末たすけあい運動

地域住民が主体となって行う福祉活動や、福祉施設が地域と協働で実施する事業に、歳末たすけあい募金配分金を財源として助成を行う。

（21年度実績：12,007,235円）

（５ヵ年計画）

事業費：単位千円

取組項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成目標
地区配分 推薦委員会	・立ち上げ 準備 ・実施	継続	継続	継続	継続	使途の透明化 適正な資金援助
赤い羽根 共同募金	前年比2%増	拡充	拡充	拡充	拡充	22年度比10％増
歳末たすけあい 募金	前年比2%増	拡充	拡充	拡充	拡充	22年度比10％増
事業費	852	852	852	852	852	

募金と配分のしくみ

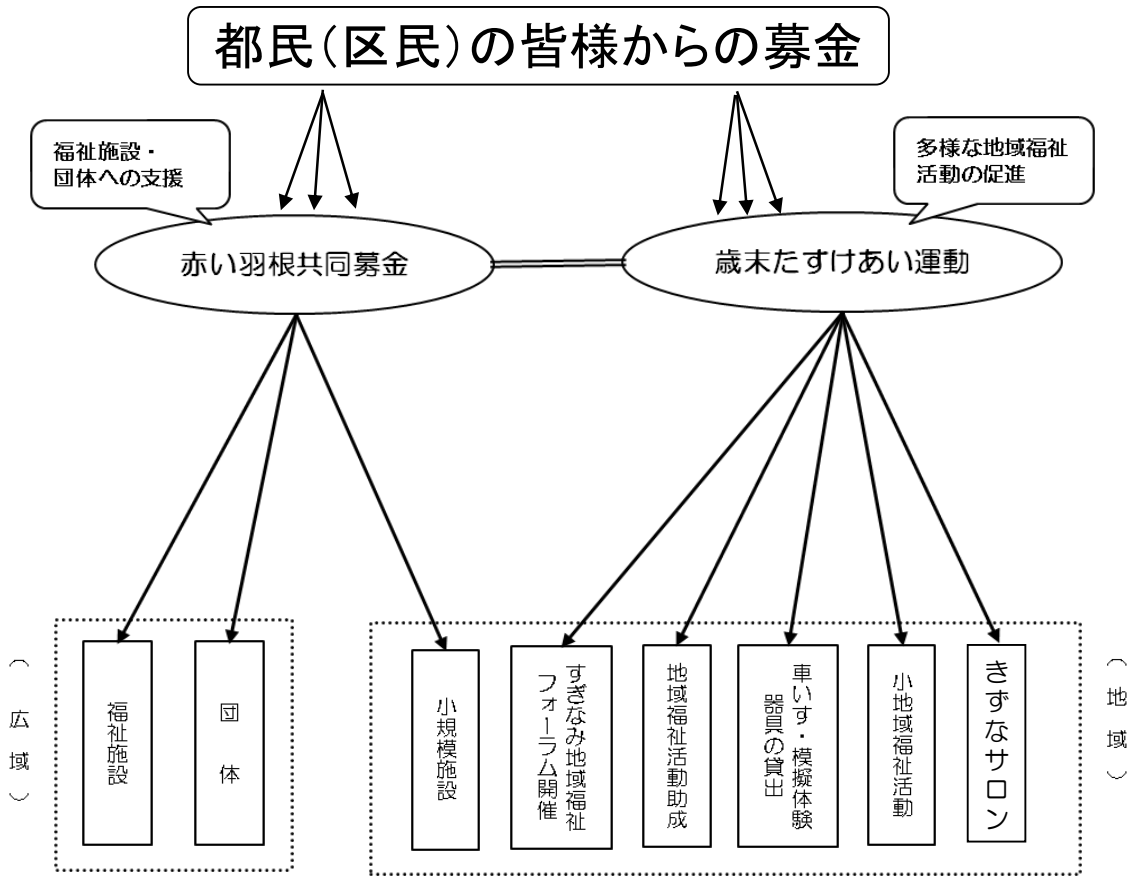

Ⅱ

【連携・絆】

誰もがささえあう地域をつくる

Ⅱ－１　福祉のまち基盤強化（ボランティア活動推進事業、地域福祉推進事業）

（目　的）

ご近所のきずなサロンや住民主体の活動を助成し、地域の拠点を増やすとともに、災害時や非常時に住民相互にたすけあうしくみをつくり、地域の共助力を強化する。

（現状と課題）

この15年、地域福祉を支える専門機関が増えた。地域包括支援センター（ケア24）をはじめ、障害者自立生活支援センター、子ども家庭支援センターなど地域福祉のコーディネーターとしての役割が期待されている。しかしながら、専門機関が増えたとはいえ、生活圏域で発見する課題がすべて対応されているわけではない。それらの課題について住民や行政、施設・団体など多様な地域の人たちで話し合う場が必要と考え、平成２２年度からすぎなみ地域福祉フォーラムを開催している。

また区の調査で１０年後の住みよいまちに必要なこととして「地域のきずなの向上」が上位に挙がっている。住民自らが立ち上げできる「きずなサロン」はニーズにあった事業である。しかしながら、現在は子育て世代とシニア世代のきずなサロンが中心であり、若者の集うサロンや人口統計上増えると予測されている外国人のサロンもない。災害弱者になりうる人たちの日ごろの関係作りも必要であると考える。きずなサロンの課題として、やりたい人がいても会場の確保ができなかったり、すでに開催しているきずなサロンの会場が借りられなくなる問題が発生している。

（取組項目の内容）

（１）ご近所のきずなの向上

①きずなサロンの拡充および継続支援（平成22年度：11カ所）
②車いす貸出事業の拡充及び充実（平成22年度：194拠点）
③すぎなみ地域福祉フォーラムの開催

（２）住民主体の活動支援

①地域福祉活動費の助成
新たな活動や既存の活動の活性化を応援する。
②ボランティアやNPOとの協働による事業実施
傾聴や学校介助員ボランティア等実践している活動者のフォローアップ研修などを活動者とともに開催する。

（３）災害ボランティアセンターの運営

①住民参加の災害ボランティアセンター設置訓練の実施
②災害ボランティアセンターの周知

（４）関係機関との連携強化

①町会自治会連合会、民生委員児童委員協議会との連携強化
②地域区民センター協議会等との連携強化

（５）基盤づくりのための調査・研究

①社会参加への意識調査（仮）
②住民主体のたすけあいのしくみに関する調査研究

（５ヵ年計画）

取組項目	スケジュール					到達目標
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
ご近所のきずなの向上	きずなサロン要綱の整備後、立ち上げ支援 新規2箇所	拡充 新規2箇所	拡充 新規2箇所	拡充 新規2箇所	拡充 新規2箇所	きずなサロン20箇所 （最終目標：44箇所）
	車いす貸出拠点の拡充（新規6拠点 計200拠点） メンテナンスの仕組み検討	維持・継続	維持・継続	維持・継続	維持・継続	200拠点の完備
	すぎなみ地域福祉フォーラムの開催 区民参加による実行委員会の検討	実施	継続	継続	継続	地域課題が共有され、新たな活動が展開される
住民主体の活動支援	地域福祉活動費の助成 見直し・検討・実施	継続	継続	見直し	検討・実施	定例活動の活性化及び新規事業の実施
	ボランティアやＮＰＯとの協働事業の実施	継続	継続	見直し	検討・実施	
災害ボランティアセンターの運営	設置訓練の 実施・検証	実施	継続	継続	継続	災害ボランティアセンター設置訓練の実施　5回 区民の訓練参加 100人
	災害ボランティアセンターの周知・ＰＲ 町会・自治会等への出張説明	継続	継続	継続	継続	
関係機関との連携強化	連絡会への出席及び情報提供	継続	継続	継続	継続	お互いの機関の機能と役割を理解し、必要に応じてすぐに連携が図れる連絡体制をつくる
	連携のあり方の検討	連携事業の実施	継続	継続	継続	
基盤づくりのための調査・研究	調査実施 まとめ	―	必要に応じて調査	―	―	新たな住民主体のたすけあいのしくみの提案
	研究委員会を立ち上げ、上記調査結果の反映	しくみの 検討	しくみの 提案	―	―	

Ⅱ－２　高齢者を支えるネットワークづくり（ケア２４）

（目　的）

介護保険サービスを始め、区の保健福祉サービスや医療、住民のボランティア活動等、地域の多様な社会資源を有機的に結びつけ、高齢者の住みやすい地域をつくる。

（現状と課題）

ケア24事業も５年目に入ったことから、各所ともたすけあいネット連絡会や地域ケア会議等により、地域の関係機関とのネットワークを築くことができている。今後、更に関係性を駆使することで高齢者の実態把握を努め、社協事務局との連携も進めながら、社協活動を地域にPRをするなど課題解決に向け事業展開を行っていく。

（取組項目の内容）

（１）地域のネットワークづくり

①ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業
- 高齢者が孤独になることなく、あんしん協力員等と関りながら自立、安心して暮らせるためのネットワークを構築し維持していく。

②運営推進会議への参加

③支援困難事例に関するケアマネジャー支援
- 担当者会議等へ出席し、問題解決に向けて助言を行う。
- 相談しやすい関係作り、事例検討、対人援助技術講演会の実施など技術の向上を図る

④地域の医療機関との連携
- 広報紙ケア24たよりでの周知、地域の総合相談窓口として信頼と理解を得られる活動を実施

⑤町会、自治会、民生委員児童委員との連携
- 地区町会連合会、民生委員児童委員協議会に参加し、ケア24の役割や介護保険制度の周知を図るなど連携を強化する。

（２）情報提供

①ケア24の役割の周知

②保健福祉サービスの周知、利用促進のための啓蒙活動

（３）地域ケア会議の開催

事例検討、制度・医療の学習会などにより地域のケアマネジャーの支援技術の向上を図る。

（４）家族介護教室の開催

高齢者やその家族等が、介護予防をはじめ、福祉、医療、介護技術等を学ぶ場を設定する。

※あんしん協力員：一人暮らしの高齢者などが安心して暮らせるように地域住民が見守り活動を行うボランティア

（５ヵ年計画）

事業費：単位千円

取組項目		スケジュール					達成目標
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
地域のネットワークづくり	ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業	・あんしん協力員（※）の募集 ・たすけあいネットワーク連絡会の開催 ・ケア24便りでの周知	充実	充実	充実	充実	あんしん協力員の増員による地域のネットワークの拡充で、地域の高齢者の情報が、速やかに通報され、支援体制が整う
	運営推進会議への参加	実施	充実	充実	充実	充実	情報を把握し、課題を共有することで、より良い施設運営の提案ができる
	支援困難事例に関するケアマネジャー支援	・定期的なケース検討会実施 ・個別事例に対するケアマネジャーへの支援	充実	充実	充実	充実	信頼関係を築き、お互いの相談技術の向上を図ることで、課題解決ができる
	地域の医療機関との連携	地域医療関係の協力のもと ・講演会の開催 ・介護予防事業実施	充実	充実	充実	充実	地域の医療機関との協力体制が整い、高齢者が安心して在宅生活を送れる
	町会・自治会・民生委員児童委員との連携	実施	充実	充実	充実	充実	地域の会合での情報提供・協力要請により、連携して地域の支援ができる
情報提供		広報紙ケア24たよりの発行	充実	充実	充実	充実	ケア24が周知され、地域の高齢者へ情報提供ができる
地域ケア会議の開催		実施	充実	充実	充実	充実	会議内容の充実により、地域のケアマネジャーの支援技術が向上する
家族介護教室の開催		実施	充実	充実	充実	充実	地域住民の福祉、介護に対する理解が深まり、安心して、在宅生活が送れる
事業費		34,827	34,827	34,827	34,827	34,827	

※事業費は次頁と合わせて、常勤職員12名、非常勤職員4名の人件費を含む（3所分）

Ⅱ－３　高齢者総合相談・支援（ケア２４）

（目　的）

高齢者の様々ニーズや相談を総合的に受け止め、住み慣れた地域で安心な生活が継続できるよう支援する。

（現状と課題）

相談件数は増加しており、内容も多岐にわたっている。今後、さらにケア24の周知を広め、安心して気軽に相談できる体制と、高齢者の心身の状態や生活状況に応じた、迅速かつ適切な質の高い相談機能を発揮していくことが課題。

各所とも、医療的なフォローの必要なケースが増加しており、医療機関も含めた密な連絡調整が必要とされている。なお、今後の介護保険の改正をみながら計画を修正していく。

（取組項目の内容）

（１）高齢者総合相談・支援

・地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや制度の利用につなげる支援を行う。

（２）高齢者実態把握

・訪問により利用者の生活環境や家族関係を理解することで、課題の明確化、適切な支援につなげる。

（３）特定高齢者（※）の介護予防支援

・特定高齢者が要介護状態等になることを予防するため、心身の状況に応じて対象者自らの選択に基づき、適切な介護予防サービスなどを受けられるよう必要な支援をする。

（４）要支援者対象介護予防支援

・介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービスなどを受けられるよう必要な支援をする。

（５）高齢者虐待防止・権利擁護事業

①安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

②関係機関のネットワークをつくり円滑な連携を図る。

（６）高齢者福祉サービス

・緊急通報システム、火災安全システムなどの福祉サービス申請受付。また、申請に伴う訪問調査等により、実態の把握、迅速で適切な支援につなげる。

※特定高齢者：主として要介護状態等となる恐れの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の区民

（５ヵ年計画）

事業費：単位千円

取組項目	スケジュール					到達目標
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
高齢者総合相談・支援	実施	充実	充実	充実	充実	地域の高齢者が信頼して相談できる体制が整い、適切な支援が提供できる
高齢者実態把握	実施	充実	充実	充実	充実	多方面からの情報により、地域の高齢者の実態の把握に努め、問題の早期発見、解決を図ることができる
特定高齢者の介護予防支援	実施	充実	充実	充実	充実	特定高齢者の候補へ積極的に働きかけをし、介護予防事業へ参加してもらうことで、要介護高齢者となることを防ぐ
要支援者対象介護予防支援	実施	充実	充実	充実	充実	迅速で適切な支援により、要支援者がその状態の維持改善、自立できるよう必要なサービスにつながる
高齢者虐待防止・権利擁護事業	実施	充実	充実	充実	充実	地域のネットワークづくりをすすめることで、早期発見と適切な対応へつながる
高齢者福祉サービス	実施	充実	充実	充実	充実	情報提供の機会を増やすことにより、高齢者が適切なサービスの利用ができ、安心した生活が送れる
事業費	69,691	69,691	69,691	69,691	69,691	

※事業費は前頁と合わせて、常勤職員12名、非常勤職員4名の人件費を含む（3所分）

Ⅱ－４　ホームヘルプサービス事業

（目　的）

日常生活を送る上で支障のある方（利用会員）の自立を援助するために、訪問して家事や介護をする方（協力会員）の登録を行い、区民相互の助け合いの活動を地域の中で推進する。

（現状と課題）

21年度の活動実績は10,000件あまりで、約80％は家事援助になっている。また、毎年100名弱が利用を希望して入会しているが、利用頻度は週に１回、1～2時間程度と短くなる傾向が見られる。

協力会員の募集は着実に進めているが、経済環境を反映し就労を希望して退会するなど流動性が高くなったといえる。

本事業は利用希望者の身体状況の変化や、介護保険サービスの利用など他制度の影響を受けるものの、制度の隙間を埋める相談に対応するとともに、区民の相互扶助や社会貢献活動への参加促進という意味で、社会的意義は大きい。

協力会員の新旧入れ替わりを進め、40％弱である稼働率（協力会員の活動参加率）を高める必要がある。

※平成23年2月1日現在　　利用会員 278人　　協力会員　341人

（取組項目の内容）

（１）会員の確保

・周知のためのチラシ配布や広報紙への記事掲載等により、協力会員の増加を図る。

（２）活動参加率の向上

・実際に活動に参加する協力会員の割合を高める。
（参加率＝実働協力会員／登録協力会員）

（３）研修・交流

・協力会員が登録後、更に高いスキルを取得してもらうための研修、協力会員同士の情報交換の機会として交流会を実施する。

（４）情報提供

・情報紙「ささえあい」の発行にあたっては利用会員向け(年4回）、協力会員向け(年6回)に分離し、それぞれにわかりやすい情報の提供、研修会や交流会等の案内を行う。
協力会員については、新規の活動募集情報を定期掲載し、参加啓発を行う。

（５ヵ年計画）

事業費：単位千円

取組項目	スケジュール					到達目標
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
会員の確保	新規協力会員の登録50人 ＜420人＞	新規協力会員の登録50人 ＜440人＞	新規協力会員の登録50人 ＜460人＞	新規協力会員の登録50人 ＜480人＞	新規協力会員の登録50人 ＜500人＞	登録協力会員500人（退会・転居者を除く実数）
活動参加率の向上	42%	44%	46%	48%	50%	登録協力会員の活動参加　50%
研修・交流	登録時 研修 9回 研修　4回 交流会2回	充実	充実	充実	充実	協力会員の資質向上と会員同士の交流を図る
情報提供	・利用会員向け情報紙 年4回	充実	充実	充実	充実	情報の提供、共有を図る
	・協力会員向け情報紙 年6回	充実	充実	充実	充実	
事業費	22,555	22,555	22,555	22,555	22,555	

Ⅱ－５　ファミリーサポートセンター事業

（目　的）

区民の子育てを支援するために、子育ての手助けがほしい人（利用会員）と手助けができる人（協力会員）が会員となり、地域の中で援助活動を行う。

（現状と課題）

保育施設の拡充が進められているが、18時以降の保育施設などへの迎えと預かりの活動では重要な役割を果たしている。子育て応援券の活用に後押しされ、利用会員の登録は年間400名弱、年間の利用件数は10,000件を超えた。また、協力会員の新規登録は100名を超え、地道なＰＲの成果が出ている。しかし、事業開始から10年経過し、年齢が高い協力会員も増えているため、さらに新たな協力会員を確保する必要がある。

※平成23年2月1日現在　　利用会員　968人　　協力会員　397人

（取組項目の内容）

（１）会員の確保

・これまでの取り組みを継続的に行い、協力会員の増加を図る。

（２）研修・交流

・協力会員の活動に必要な研修と会員の交流会を行う。

（３）情報提供

・情報紙「ファミサポ通信」の発行と啓発を行う。

（５ヵ年計画）

事業費：単位千円

取組項目	スケジュール					到達目標
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
会員の確保	新規協力会員の登録　60人 ＜420人＞	新規協力会員の登録　60人 ＜440人＞	新規協力会員の登録　60人 ＜460人＞	新規協力会員の登録　60人 ＜480人＞	新規協力会員の登録　60人 ＜500人＞	協力会員500人 （退会・転居者を除く実数）
研修・交流	登録時 研修　8回 研修12回 交流会 2回	充実	充実	充実	充実	協力会員のスキルアップと会員同士の交流を図る
情報提供	情報紙 ファミサポ通信 発行：年6回	充実	充実	充実	充実	情報の共有
事業費	13,838	13,838	13,838	13,838	13,838	

※事業費には、非常勤職員3名の人件費を含む。

Ⅲ

【自立・尊厳】

誰もが自分らしく暮らせる
地域をつくる

Ⅲ－１　　地域福祉権利擁護事業

（目　的）

判断力が十分でない高齢者・精神障害者・知的障害者や重度身体障害者に対して、福祉サービスなどを利用する際の手続きや、日常的金銭管理、郵便物等書類の確認などを日常的に支援することにより、それらの人々の生活をまもり、権利侵害を防ぐ。

（現状と課題）

地域福祉権利擁護事業についての周知はケア24等の相談支援機関を中心として浸透してきているが、従事者の入れ替わりの際に制度の情報が引き継がれていない現状がある。

また、契約者への支援業務がより複雑であったり、課題の多いケースへの対応等に時間を要している。さらに増大する契約者への日常的支援の一端を生活支援員（※）が担っているが、質の高い支援をめざし、丁寧かつ慎重な指導・育成も不可欠である。

このため、毎月5件から15件程度の新規契約相談については、適切に且つ迅速に契約できるよう努力しているものの、待機状態となることもある。

関係機関の理解とさらなる連携の必要性も高い。

※平成23年2月1日現在契約件数 150件

（取組項目の内容）

（１）権利擁護の制度・概念の周知

①講演会・説明会の実施
②出張説明会の実施
③個々のケースを通じての具体的な制度内容の周知

（２）相談対応

①電話による初期相談
②面接・訪問による相談
③的確なアセスメント
④関係機関との連携

（３）生活支援員の資質向上

・志ある区民が研修を積み、本事業生活支援員として登録し、支援にあたっているシステムを有効に機能させる。

※生活支援員：雇用契約後、専門職員の指示に従って生活費のお届けや郵便物の整理等、利用者への直接支援を行う職員のことです。

（５ヵ年計画）

事業費：単位千円

取組項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成目標
地域福祉権利擁護事業の周知	・講演会の実施 ・関係機関への説明会の実施	充実	充実	充実	充実	契約を必要とする人々にこの事業が適切に選択されるよう、制度の趣旨が周知される
相談対応（電話・来所及び訪問による面接相談）	・本人の意思の尊重し、的確なアセスメントと関係機関との効果的な連携による相談対応の実施	充実	充実	充実	充実	・本人の意思を尊重し、効果ある相談支援を、的確な方法で実施する。 ・成年後見制度との適切・迅速な連携ができる
生活支援員の資質向上	・契約者数に見合った人員の確保 ・研修の実施	充実	充実	充実	充実	・生活支援員の登録が円滑に進む ・専門員と生活支援員の密な連携により、有効で安全性の高い支援ができる
事業費	8,460	8,460	8,460	8,460	8,460	

杉並区成年後見センターの運営支援

杉並区社会福祉協議会と杉並区は、成年後見制度の普及と利用を推進するために、杉並区成年後見センターを設置しています。

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない人たちの、生活や福祉などの契約、財産の管理を家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人に代わって行う制度です。成年後見人等は、本人の意思を尊重しながら生活全般を支え、本人の権利をまもる役割を担います。

成年後見センターでは、成年後見制度の周知･普及やについての説明や講座などを行うと同時に、制度の利用に関する相談や申立て手続きの支援を行っています。また、親族等がの成年後見人等への受任が困難な場合には第三者後見人候補者の紹介や法人後見（※）の受任も検討します。

杉並社協は、成年後見センターへ専門職員を派遣し、地域福祉権利擁護事業やあんしん未来支援事業との連携をとりながら、その運営を支援しています。

※　法人後見とは、個人ではなく法人が受任する成年後見人等のことをいいます。

Ⅲ－２　あんしん未来支援事業

（目　的）

杉並区在住の高齢者や障害者等で急な入院などにおいて頼ることのできる親族がいない方を対象とした、杉並社協の独自事業。十分な判断力がある時に支援内容を決めて契約し、必要時に社協が金銭管理を行い、保証人に準じた機能を果たすことを目的としている。

（現状と課題）

親族のいない高齢者や障害者に対して、関係機関と連携しながら周知活動を行っている。契約意思のある方については契約に向けての継続相談を行い、契約締結審査会を経て、契約している。

※平成23年2月1日現在契約件数 11件

（取組項目の内容）

（１）対象者への周知及び事業説明

・利用対象者向け説明会の実施

（２）関係機関への事業の周知及び連携体制の構築

・関係機関との連携

（３）契約者支援

①定期的な電話と訪問による状況把握
②契約に則った必要時の支援

（４）審査会の実施

・定期的な審査会実施による適正な事業運営

（５）助成のしくみの創設

・低所得者救済制度の創設
・預託金を取り崩し、死亡時遺言執行費用、葬祭費が残らなかった場合の費用助成

（５ヵ年計画）

事業費：単位千円

取組項目	スケジュール					到達目標
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
対象者への周知及び事業説明	・必要時パンフレットの改訂と配布 ・説明会での案内 ・他機関との協力体制の構築	充実	充実	充実	充実	制度を必要とする区民の間に本制度の知名度が上がる
関係機関への事業の周知及び連携体制の構築	・説明会の開催 ・他機関との協力体制の構築	充実	充実	充実	充実	①関係機関への周知 ②関係機関との連携強化 ③関係機関の制度理解を深める
契約者支援	・電話と訪問によりニーズを見逃さない ・契約に則った必要な支援を本人の依頼と了解に基づき行う	充実	充実	充実	充実	契約者の満足度を高められるよう必要な支援を行う、いざと言う時に必要な支援が届けられるようにする
審査会の実施	・審査会の実施（年3回） ・緊急案件については審査委員長の意見をきく	充実	充実	充実	充実	①適切で安定した事業実施と契約者保護の視点が担保できる ②事業運営の透明性の向上
助成のしくみの創設	検討	実施	実施	実施	実施	所得が低い方の制度利用の道を拓く
事業費	5,930	5,930	5,930	5,930	5,930	

Ⅲ－３　介護認定調査事業

（目　的）

杉並区より委託された要介護認定調査を行う。認定調査は区民が介護保険に関わる最初の窓口となり、公平、中立な立場の社協が担うに相応しい事業である。

（現状と課題）

介護保険制度の保険者としての杉並区の委託事業である。公平性・中立性が求められる事業で東京都の市区町村事務受託法人の認可を受け（平成19年3月）、在宅年間9,600件（平成22年度目標）を実施する。

介護支援専門員の資格を有する認定調査員が実務の中心となるため、質の高い調査を安定して行うことが課題となる。また、今後杉並区からの調査件数の拡大の要請も見込まれる。

※平成23年1月末現在の平均調査件数　765件／月

（取組項目の内容）

（１）区内調査事業の効率良い運営と実績向上

①調査受託件数の向上

②調査員一人1日当たりの調査件数増

（２）区外調査の実施

・他区市町村に入院、もしくは身を寄せている区民の要介護認定調査の実施。

（３）調査員の資質向上

・研修体系の確立

（５ヵ年計画）

事業費：単位千円

取組項目		スケジュール					到達目標
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
区内調査の実施	調査受託件数	南荻窪事務所 400件／月 梅里事務所200件／月 永福事務所200件／月	南荻窪事務所 420件／月 梅里事務所 210件／月 永福事務所 210件／月	継続	継続	継続	年間10,000件を安定して実施する
	調査員1日当たりの調査件数	調査員1日当たり2.4件の調査実施	継続	継続	継続	継続	調査員1日当たり2.4件以上の調査量確保
区外調査の実施		90件／月	継続	継続	継続	継続	年間1,100件の実施
認定調査員の資質向上		区・社協で役割分担し、新人、現任の研修体系を確立する	実施及び検証	実施	実施	実施	①精度の高い訪問調査が継続して行える。 ②係内（調査員同士）でのチェック機能の確立をめざす。
事業費		37,148	37,148	37,148	37,148	37,148	

Ⅲ－４　　生活福祉資金貸付事業

（目　的）

生活福祉資金は、世帯への貸付を行うことで、世帯の自立に向けた支援を行うことを目的とした、都道府県社会福祉協議会が実施する国の事業である。

貸付には福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金及び総合支援資金等があり、その世帯の状況に合わせた資金の貸付をする。

（現状と課題）

厳しい経済危機のもとで失業等による生活困窮が広がっている状況等を踏まえ、低所得者や失業者等の生活再建に向けた新たなセーフティネットの強化策のひとつとして、継続的な相談支援とあわせて生活費及び一時的な資金の貸付を行う総合支援資金が平成21年10月から開始されている。また、連帯保証人なしでも貸付可能とし、貸付利子を引き下げるなどの改正が行われた。

今後も社会情勢の変化に対応し、困窮する世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるよう支援するため、制度の見直し及び新制度の創設等が行われると考えられる。したがって、本事業においては5カ年計画の作表は表示しなかった。

なお、この制度改正に対応するため平成22年4月に資金の貸付と必要な相談支援を行う資金担当係を新たに設置した。

（資金の種類）

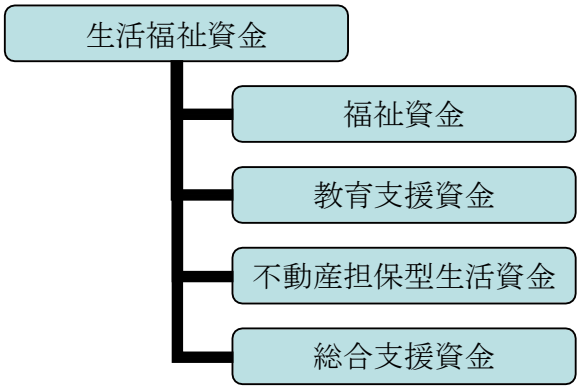

（事業内容）

（１）資金貸付の周知

広報・ホームページ等の媒体活用及び民生委員をとおして地域の低所得世帯、障害者や日常生活上療養または介護を必要とする高齢者のいる世帯などに生活福祉資金の周知を行う。

○広報・ホームページ等による周知
○民生児童委員をとおして地域への周知
○関係機関等の窓口にパンフレット配布依頼

（２）低所得者等への支援の強化

相談支援と資金の貸付によって世帯の自立・償還が見込める世帯に対し、生活を立て直せるう生活福祉資金制度を適用するとともに、安定した生活を送れるよう支援を強める。

○借受世帯の状況によっては他機関を紹介
○民生児童委員による援助活動
○福祉事務所との連携強化
○総合支援資金借受者に対して、自立支援を行い安定した生活に向けた支援強化

（３）償還業務の強化

福祉の制度といえども「貸付」である以上、償還が前提となる。返せない場合は借受世帯の生活状況により救済制度（償還猶予・延滞利子免除・償還金免除）を活用する。

また、明らかに償還能力があるにもかかわらず、償還しない悪質なケースについては内容証明郵便による督促、弁護士名督促、民事訴訟等を行う。

○借受世帯の生活状況を把握し救済制度等を適用する。
○悪質なケースに対しては個別対応による償還を強化する。
○貸付機関である東京都社会福祉協議会と連携し法的手段も適用する。

（４）調査委員会

平成21年10月の制度改正により、調査委員会の設置は必須ではなくなり、必要に応じて区市町村社協の判断で任意設置できるものと規定された。

杉並社協では当面、事業の実施状況及び案件の報告を内容として開催する。

資　料　編

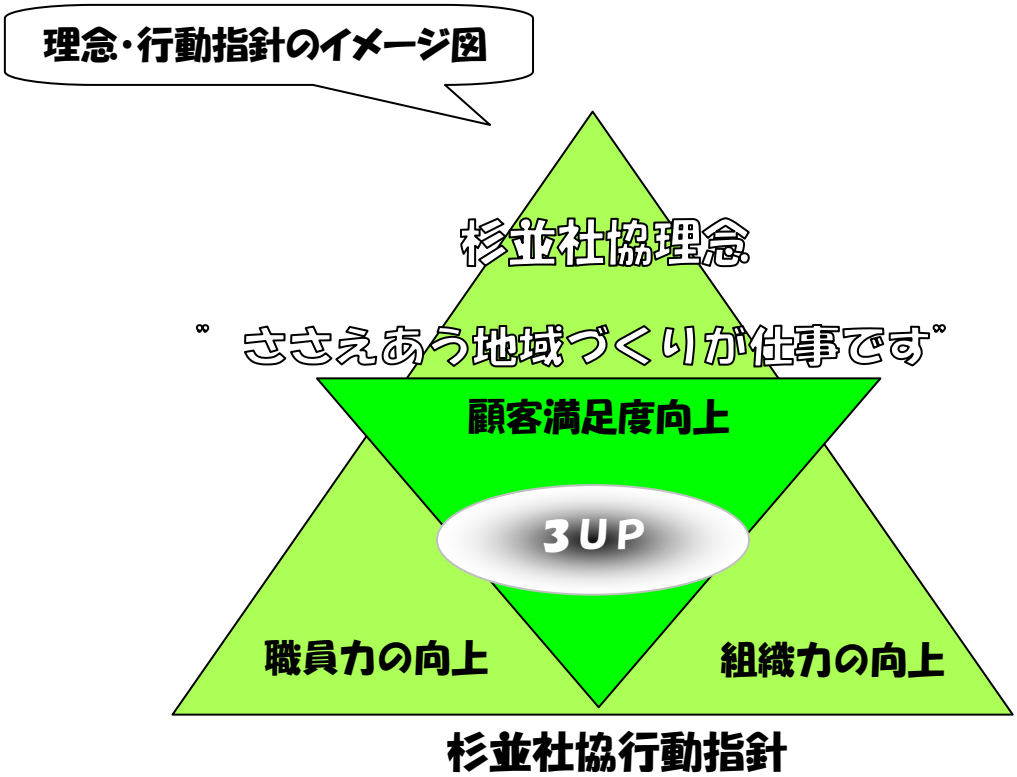

私たちは杉並社協職員として自覚と誇りを持ち、より良い杉並社協を目指して日々の業務に携わります。

【理　念】　　ささえあう　地域づくりが　仕事です

☆　杉並社協は一人ひとりのかけがえのない暮らしを尊重します。

☆　杉並社協は地域の声を受け止め、地域の方々と共に考え、共に行動します。

☆　杉並社協は地域のこれまでを大切にし、これからを提案します。

ささえあう　地域づくりが　仕事です

杉並社協は、どの部署の仕事も「ささえあう　地域を創る」ことが底辺にあって行っているのだということを職員は自覚し、区民には伝えやすく表現しました。

☆「杉並社協は一人ひとりのかけがえのない暮らしを尊重します」

支援を受けたい方も、活動によって貢献したい方も、共に思いを持って暮らしている点は同じ。双方の希望・暮らしを支援する姿勢を表しました。

“尊重”の言葉には、プロ意識を忘れずに相手を受け入れる気持ちが表れているため、応援でも支援でもなく、“尊重”を選びました。

☆「杉並社協は地域の声を受け止め、地域の方々と共に考え共に行動します」

地域と共に進むという社協の姿勢を表しました。社協の独りよがりにならないように、地域に出て地域の声を聴くことの重要性、また、聴くだけでなく、考え行動することも意識しました。社協だけでは限界もあるため“地域と共に”行動すること、また社協は後方支援である姿勢も表しています。なお、“声”とはその声が出てくる背景や環境・社会情勢といったものも含みます。

☆「杉並社協は地域のこれまでを大切にし、これからを提案します」

地域の“これまで”とは、時間、場所、人など全てを含みます。これまで地域の方々が行ってきたことも尊重しつつ、時代の流れと共に変化するすき間を紡ぐしくみつくりの提案をしていく姿勢。制度への提言も含めて表しています。

【行動指針】　スリーアップ運動(3 つの向上)

○　顧客満足度向上

・お客様の安心を第一に

・伝えるプロになろう

・つくろう！訪れやすい窓口を

○職員力の向上

・「チャレンジする杉並社協職員」になろう

○組織力の向上

・「最高のパフォーマンス」はチームワークから

・飛躍しよう！新たな杉並社協へ

杉並区社会福祉協議会　組織図　　～平成 23 年度～

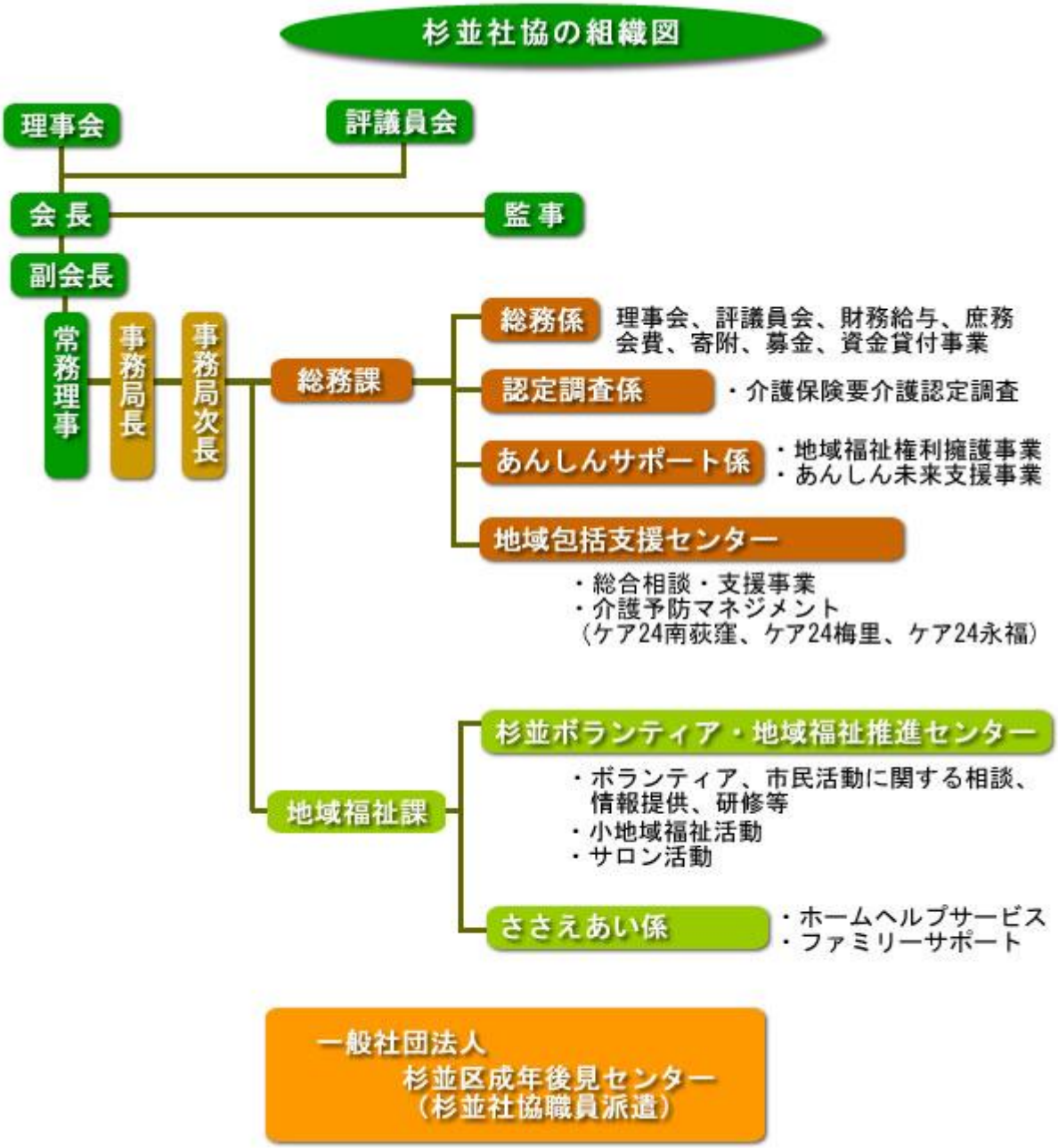

年　　表

杉並社協のあゆみ			主な福祉の動向など		職員定数				予算規模（千円）		
					固有常勤	固有非常勤	区からの派遣	合計	人件費	事業費	合計
昭和27年	4月	杉並社協が都内の社会福祉協議会第1号として設立される。			—	—	—	—	—	—	—
昭和38年	2月	杉並社協が社会福祉法人として厚生省より認可される。			—	—	—	—	—	—	—
昭和60年	4月	杉並ボランティアコーナーを開設			—	—	—	—	—	—	—
平成元年	4月	厚生省よりボラントピア事業地区指定（2年間）	1月	厚生省が高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略（ゴールドプラン）を発表	9	1	0	10	52,855	296,532	349,387
平成2年	6月	高円寺北ふれあいの家を区から受託運営	6月	社会福祉関係8法の改正	16	1	1	18	111,030	286,186	397,216
平成3年					17	1	1	19	97,078	242,751	339,829
平成4年	12月	清水ふれあいの家を区から受託運営			24	1	1	26	137,917	264,533	402,450
平成5年					24	1	1	26	163,894	196,394	360,288
平成6年	8月	杉並ボランティアセンター開設			39	1	1	41	225,540	196,352	421,892
平成7年	2月	下井草ふれあいの家を区から受託運営									
	2月	荻窪ふれあいの家を区から受託運営									
	2月	阪神・淡路大震災被災者支援のため職員派遣	1月	阪神・淡路大震災発生							
平成7年	4月	高円寺北敬老会館を区から受託運営			47	1	2	50	309,323	271,542	580,865
平成8年	1月	上荻ふれあいの家を区から受託運営									
平成8年					48	2	2	52	359,277	311,768	671,045
平成9年			12月	介護保険法制定	48	2	2	52	377,222	291,944	669,166
平成10年			12月	特定非営利活動促進法（NPO法）施行	48	2	2	52	391,715	289,320	681,035
平成11年	10月	杉並ファミリーサポートセンター開設	6月	男女共同参画社会基本法施行	45	5	2	52	400,295	240,469	640,764
	10月	地域福祉権利擁護事業の開始	12月	成年後見関連法の改正							
平成12年	9月	宮前ふれあいの家を区から受託運営	4月	介護保険法施行	44	4	2	50	389,629	375,587	765,216
				成年後見制度導入							
			5月	社会福祉法（旧社会福祉事業法）施行							
平成13年	10月	杉並福祉サービス支援センター「あんしんサポート」開設			51	6	3	60	443,281	454,872	898,153
平成14年	10月	杉並NPO・ボランティア活動推進センター開設			50	8	4	62	468,676	379,789	848,465
平成15年	4月	さんあい公社の解散に伴う事業受入			56	14	11	81	591,112	650,456	1,241,568
平成16年	4月	ふれあいの家の自主運営開始			55	16	10	81	672,931	659,802	1,332,733
	11月	新潟県中越地震被災者支援のため職員派遣	10月	新潟県中越地震発生							
平成17年	6月	区と「災害ボランティア協定」を締結			58	16	10	84	649,659	580,523	1,230,182
	9月	集中豪雨による水害被災者へボランティア派遣等支援									
平成18年	3月	ふれあいの家 4 所（高円寺北、清水、下井草、上荻）の運営から撤退									
		ヘルパーステーション閉鎖									
平成18年	4月	杉並区地域包括支援センター　ケア24　3所（南荻窪、梅里、永福）を区から受託運営	4月	介護保険法改正	50	13	5	68	440,137	354,362	794,499
		介護保険の認定調査事務を区から受託	10月	障害者自立支援法本格施行							
		杉並ボランティア活動推進センターあんさんぶる荻窪内に開設									
		区と共同し、有限責任中間法人杉並区成年後見センター開設									
平成19年	3月	荻窪ふれあいの家、杉並社協ケアセンターの運営から撤退									
平成19年	4月	杉並ボランティア活動推進センターと地域福祉推進係を統合し、杉並ボランティア・地域福祉推進センターに改変			47	12	3	62	427,729	283,227	710,956
平成20年	3月	宮前ふれあいの家の運営から撤退									
平成20年	7月	あんしん未来支援事業を開始			38	9	1	48	364,013	151,069	515,082
	7月	土曜日の全窓口を開所（あんさんぶる荻窪内の各事業部）									
平成21年			10月	厚労省が新たなセーフティネットとして離職者等への各種施策を打ち出す。	37	14	1	52	360,531	154,866	515,397
平成22年	11月	すぎなみ地域福祉フォーラムを開催			37	17	1	55	369,600	178,892	548,492

杉並
社協